

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)の受給者の方に支給します。



対象児童1人につき、1万円です。

※実施主体は、令和2年3月31日時点での居住市町村(特別区含む)です。

※「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当(本則給付)を受給する世帯(0歳~中学生のいる世帯)に対する臨時特別の給付金(一時金)です。

子育て世帯の生活を支援するために給付金を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、改めて申請は不要です。

※希望しない場合等は、6月15日(月)までに、子育て支援課までご連絡ください。

1. だれがもらえるの？(支給対象者)

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している方です。

2. うちの子は、対象になるの？(対象児童)

児童手当の令和2年4月分の対象となる児童です。

※ただし、同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合等も対象となります。

3. いくらもらえるの？(給付額)

対象児童1人につき、1万円です。

4. いつもらえるの？(支給時期)

対象の方には、6月26日(金)に支給予定。

入金の確認ができなかった場合には、お問い合わせください。

※口座に変更がある方は、7月24日(金)に支給予定

5. どんなかたちでもらえるの？(支給方法)

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

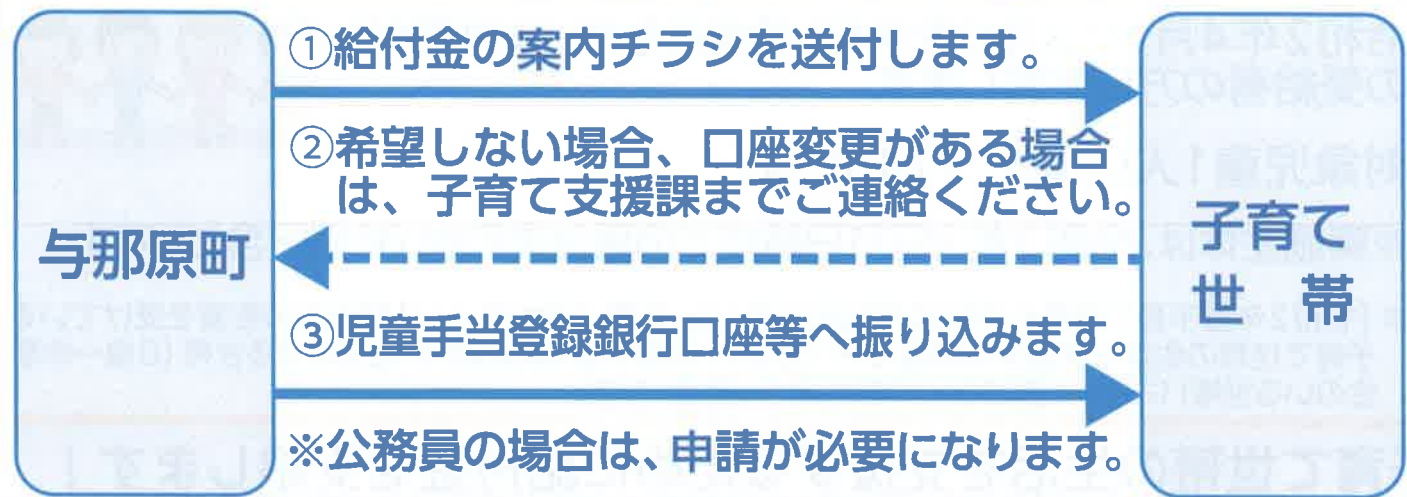
※児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、6月15日(月)までに、子育て支援課までご連絡ください。

※指定口座への振込が口座解約・変更等により令和2年12月25日までにできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されません。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

申請は不要です。

与那原町では、6月26日（金）に支給予定です。



こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日(令和2年3月31日)時点での居住市町村(特別区含む)から支給されますので、4月1日以降転居された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。

※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和2年4月分の児童手当の支給を配偶者(DV加害者)が受けている場合についても、与那原町で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますのでご相談ください。

子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？

A. 児童養護施設等に支給することになります。

Q. 受給者が亡くなった場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 令和2年4月分(又は3月分)の児童手当の受給者が亡くなられた場合は、その方に代わって児童手当の支給を受けることになった方等に対して支給します。

お問い合わせは

与那原町役場 子育て支援課

(子育て世帯臨時特別給付金 担当)

電話：098-945-6520



「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅などに与那原町から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに子育て支援課又は最寄りの警察にご連絡ください。